

経済教育学会学会誌編集規程

第1条(目的) 経済教育学会の会員の研究成果を公表・共有することを目的として、学会誌を発行する。

② 経済教育学会の学会誌の名称を『経済教育』（以下本誌と略する）とする。

③ 本誌は、経済教育及び経済学教育に関する研究論文、書評、学会の活動報告等を掲載する。

④ 本誌は、年に1回、秋季に発行する。発行月については、原則として9月とする。

第2条(編集委員会) 本誌の編集の企画及び事務を担当するための組織として、編集委員会を幹事会に附置する。

② 編集委員会に編集委員長1名をおく。委員長は委員会の実務全般を掌理する。委員長は学会幹事が兼ねるものとし、幹事会で承認を受けるものとする。

③ 編集委員会に編集委員若干名をおく。委員は委員会の実務に従事する。委員は学会幹事が兼ねるものとし、幹事会の承認を受けるものとする。

第3条(研究論文等の投稿) 本誌に研究論文等を投稿することができるのは、経済教育学会の会員に限定する。ただし、編集委員会が認証した場合は、会員外も可とすることがある。

② 投稿の細則については、投稿要領に定めるものとする。投稿要領は編集委員会が本規程に基づき作成するものとする。

第4条(原稿依頼) 編集委員会は掲載原稿を依頼することができる。原稿依頼の要領・細則は本規程に基づき、編集委員会が作成するものとする。

第5条(執筆要領) 本誌の執筆要領は、編集委員会が作成するものとする。執筆要領は、本規程第3条に基づく投稿原稿、第4条に基づく依頼原稿に適用される。

第6条(著作権) 本誌に掲載された研究論文等の著作権については、別に定める。

第7条(電子化) 本誌第30号以降の全号の掲載内容を電子化し、そのPDFファイルを学会のウェブサイト上に掲載する。

第8条(附則) 本規程は、2004年12月4日の幹事会で承認され、同日付をもって発効した。

② 本規程の改正は、2010年9月25日の学会総会で承認され、同日付をもって発効した。